

大野郡5町2村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約（以下「規約」という。）

第10条第3項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

(会長等の責務)

第3条 大野郡5町2村合併協議会会長（以下「会長」という）は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長及び会長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開とする。

- (1) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合す

ることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。